徳島県公安委員会告示第12号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第２号。以下「講習規則」という。）第２条の規定により公示する。

令和８年10月23日

徳島県公安委員会委員長　　三　　谷　　郁　　彦

１　講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期日及び定員

(1)　警備業務の区分

法第２条第１項第１号に規定する警備業務（以下「１号警備業務」という。）

(2)　講習の種別

次に掲げる種別の講習を実施する。

ア　法第22条第２項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第７条第１項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）（以下「指導教育責任者資格者証等」と総称する。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ　１号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

(3)　実施期日

ア　新規取得講習

令和８年12月１日（火）から同月４日（金）まで及び同月７日（月）から同月10日（木）までの８日間（12月１日は午前10時から午後４時50分まで、同月２日から同月４日まで及び同月７日から同月９日までの６日間は午前９時から午後４時50分までとし、同月10日は午前９時から修了考査を実施する。）

なお、受付は12月１日の午前９時から午前９時20分まで、オリエンテーションは同日午前９時20分から午前９時50分までとする。

イ　追加取得講習

令和８年12月４日（金）及び同月７日（月）から同月10日（木）までの５日間（12月４日は午後２時から午後４時50分まで、同月７日から同月９日までの３日間は午前９時から午後４時50分まで、同月10日は午前９時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、12月４日の午後１時30分から午後１時50分までとする。

(4)　定員

新規取得講習及び追加取得講習を合わせて30人

２　場所

徳島県立工業技術センター

（徳島市雑賀町西開11番地の２　電話088-669-4711）

３　受講対象者

(1)　新規取得講習

受講の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

ア　最近５年間に１号警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

イ　警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（１号警備業務に係るものに限る。以下「１級検定」という。）に係る法第23条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ　検定規則第４条に規定する２級の検定（１号警備業務に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上１号警備業務に従事し、及び現に１号警備業務に従事しているもの

エ　検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（１号警備業務に係るものに限る。以下「旧１級検定」という。）に合格した者

オ　旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（１号警備業務に係るものに限る。以下「旧２級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して１年以上１号警備業務に従事し、及び現に１号警備業務に従事しているもの

(2)　追加取得講習

受講の申込みを行う日において、１号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

４　講習の受講申込手続

(1)　電話による予約

ア　専用電話による予約

(ｱ)　講習を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受講の予約を行うこと。

(ｲ)　電話による予約（以下「電話予約」という。）は、次に掲げる講習の種別ごとに定めた期間の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間を除く。）の間に行うこと。

ａ　新規取得講習

令和８年11月２日（月）及び同月４日（水）から同月６日（金）まで

ｂ　追加取得講習

令和８年11月４日（水）から同月６日（金）まで

イ　予約番号の付与

電話予約を行う者が３に掲げる受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

ウ　留意事項

(ｱ)　予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(ｲ)　電話１回につき、１人の予約を受け付ける。

(ｳ)　電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締

め切る。

(ｴ)　講習を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2)　受講申込書等の提出

ア　提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した者（以下「講習申込者」という。）のみが行うことができる。

イ　提出書類

(ｱ)　受講申込書（講習規則第４条第１項に規定する受講申込書をいう。以下同じ。）１通に受講対象者に該当することを疎明する書面１通を添付すること。

なお、受講申込書には、必ず写真（提出日前６か月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、その裏面に氏名を記載したもの）１枚を貼り付けること。

(ｲ)　受講対象者に該当することを疎明する書面は、次のとおりとする。

ａ　新規取得講習

(a)　３の(1)のアに該当する者

最近５年間に１号警備業務に従事した期間が通算して３年以上であることを疎明する警備業務従事証明書（警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号。以下「施行規則」という。）第６条第１項に規定する警備業務従事証明書をいう。以下同じ。）及び履歴書

(b)　３の(1)のイに該当する者

１級検定に係る合格証明書の写し

(c)　３の(1)のウに該当する者

２級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上１号警備業務に従事し、及び現に１号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(d)　３の(1)のエに該当する者

旧１級検定に係る旧検定規則第８条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(e)　３の(1)のオに該当する者

旧２級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して１年以上１号警備業務に従事し、及び現に１号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

ｂ　追加取得講習

１号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し及び３の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを疎明するａの(a)から(e)までのいずれかの書面

(ｳ)　(ｲ)のａに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、３の(1)のア、ウ又はオに該当することを誓約する誓約書（施行規則第６条第２項に規定する誓約

書をいう。）及び履歴書をもって当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、３の(1)のアに該当する者にあっては、履歴書の提出を省略することができる。

(3)　提出先

受講申込書及びその添付書類（以下「受講申込書等」という。）は、徳島県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に講習申込者本人が提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、講習申込者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申込みは、認めない。

(4)　提出期限

受講申込書等の提出は、令和８年11月９日（月）から同月13日（金）までの午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間を除く。）の間に行うこと。

(5)　講習手数料

受講申込書等を提出する際、講習手数料として、新規取得講習にあっては47,000円を、追加取得講習にあっては23,000円をキャッシュレス決済又は現金により納付すること。

なお、納入された講習手数料は、還付しない。

５　講習の委託

この講習は、一般社団法人徳島県警備業協会（徳島市昭和町２丁目５番地）に委託して実施する。

６　その他

(1)　講習修了証明書の交付

講習においては、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、その当日中に講習修了証明書を交付する。

(2)　持参するもの

講習期間中は、筆記用具、警備員指導教育責任者講習教本を持参すること。

(3)　日程を変更する場合の措置

天候その他やむを得ない事由により一部日程を変更する場合は、講習申込者又は受講者に口頭若しくは徳島県警察のホームページで知らせるものとする。

(4)　問合せ先

講習の問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。